

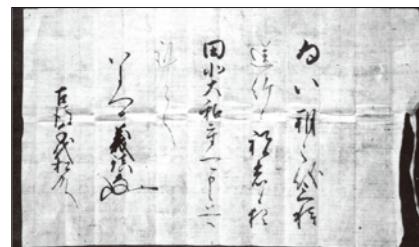
ふるさとの
文化財探訪

第95回

古文書をひらく

月に一度、南山田公民館にて行われる古文書講座に通い始めました。入門編として用いるのは「御仕置五人組帳」です。江戸時代、幕府より全国的に通達された農民の守るべき事項などをまとめた公文書だそうです。文体は和漢混濁文（和文の中に漢文の用法が交じる）様式で草書体のくずし字、助詞に用いる変体仮名、尊敬の意を表すために一、二字空けたり改行するなど現代文には無い特有さがあります。講師から教わる読解の基本に沿って他の参加者と共に、一文字ずつ読んでいきますと次第に、繰り返される文字が記号のように浮かび上がり文章全体が見えます。

私が初めて古文書を目にしたのは四年前に、九重町栗野の古後粒勝氏所蔵の「古後文書」です。大分県文化財指定の資料によりますと、「古後文書は、豊後清原一族で玖珠郡十二家の一つである古後家に伝來する古文書で天文初年から天正末年（一五三二～一五八七年）頃までのものである。大友義鑑・義統（宗麟）・義統二代の発給文書が大半を占め、包紙や切封など当時の形態をよく残す文書群」と記されています。初見時の私は何も解らないまま、目の前に置かれた古後文書そのものの美しさに



（図書館貸出可）
古後文書資料
『西国武士団関係史料集二十八』

幸せになろうね



No.307

教育振興課に部落差別解消推進指導員が配置されています。指導員は日々の生活の中で感じる疑問点などを話題として発信しています。

その中の一つ、「六曜」について今回考えてみたいと思います。

六曜は、大安や仏滅といった表記です。友引・先負・仏滅・大安・赤口・先勝の6つがあり、今もなお、多くのカレンダーや手帳に記載され、結婚式や葬儀の日取りに影響したり、引っ越しや納車など物事を行う日の縁起が良い、悪いという話を聞くこと

もあります。この六曜については鎌倉時代末期に中国から伝わったとされ、起源についてもはっきりとは解っておらず、元々は日の吉凶を表すものではなかったようです。仏滅においては、中国から伝わったときは、「空亡/虚亡」と表記されていて「仏が滅びる大凶日」という考えではなく、時代とともに意味が変化しています。仏教との関連もないとされ、科学的な根拠もありません。

九重町で2018年に行われた人権意識調査では、六曜についての問い合わせ、「知っているが気にしない」が約43%、「気にする」が約31%、「気にしないが周囲から気にするよう言われる」が17%となっており意識は変わってきているようですが、まだ多くの方が昔からのなごりを気にしているようです。

このような、言われのないものを信じることが差別を助長することにつながるため、私たちは物事の内容をよく見極め、行動をしていくことが大切だと思います。

教育振興課

ふるさとの 文化財探訪

古文書をひらく

文化財調査員 音成葉子

月に一度、南山田公民館にて行われる古文書講座に通い始めました。入門編として用いるのは「御仕置五人組帳」です。江戸時代、幕府より

全国的に通達された農民の守るべき事項などをまとめた公文書だそうです。文体は和漢混濁文（和文の中に漢文の用法が交じる）様式で草書体のくずし字、助詞に用いる変体仮名、尊敬の意を表すために一、二字空けたり改行するなど現代文には無い特有さがあります。講師から教わる読解の基本に沿って他の参加者と共に、一文字ずつ読んでいきますと次第に、繰り返される文字が記号のように浮かび上がり文章全体が見えます。

私が初めて古文書を目にしたのは四年前に、九重町栗野の古後粒勝氏所蔵の「古後文書」です。大分県文化財指定の資料によりますと、「古後文書は、豊後清原一族で玖珠郡十二家の一つである古後家に伝來する古文書で天文初年から天正末年（一五三二～一五八七年）頃までのものである。大友義鑑・義統（宗麟）・義統二代の発給文書が大半を占め、包紙や切封など当時の形態をよく残す文書群」と記されています。初見時の私は何も解らないまま、目の前に置かれた古後文書そのものの美しさに

ただ見入ったことを覚えています。切り封という文書の端を細く切り、折り畳んだ文書を結ぶ紐状のもの、包紙と呼ばれる封筒の様な役割をするものもそのまままで、古文書自体も虫損など無く、代々大切に保管されてきたことが伺えました。

講座へ通い出してまず思い出したのがこの古後文書です。そして読んでみたくなり古後文書の資料本を借りました。無知な私が調査員としてここに寄稿することは大変恥ずかしいのですが、これらの古文書を通して一字一字から一つの言葉、時代背景へと興味を移しながらへの欲求が高まり始めたことは事実です。微々たるものですが私も今日までに、古文書など他から得た知が触れるきっかけとなる、私はそういうところに面白さを感じているのかもしれません。

シリーズ 『障がい福祉』

75

大分あったか・はーと駐車場 -利用対象が広がりました-

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎ 76-3821

◎妊娠婦 の方が利用できる期間が延長されました

これまでの利用可能期間
妊娠7か月～産後3か月まで

現在（1月18日以降）の利用可能期間
妊娠7か月～産後12か月まで

〔多胎児（双子、三つ子など）を妊娠された方は、妊娠6か月～産後18か月まで利用が可能となりました〕



詳しくはこちら



◀ 大分県ホームページ
(利用証発行は電子申請でもできます)

◎聴覚障がい のある方が対象になりました

新たな対象者 身体障害者手帳 障害名：聴覚（等級：2級、3級）

大分あったか・はーと駐車場って？

障がいのある方や高齢の方、妊娠婦の方などで駐車場利用に配慮が必要な方が、公共施設や店舗などの入口付近の車いすマーク駐車場や協力区画を適正にご利用いただくため、大分県が共通の利用証を交付する制度です。

国民年金広場

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

●お問い合わせ 住民課 ☎ 76-3802
日田年金事務所 ☎ 0973-22-6174

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす

128万円 + (扶養親族などの数 × 38万円)



国民年金保険料学生納付特例の申請について

- 学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。
- 同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要）
- 令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

次回の 年金相談

- とき 4月27日（水）
- ところ 九重町役場1階101会議室

※予約が必要ですので、日田年金事務所（0973-22-6174）までご連絡ください